

監査委員 告示 第 3 号

地方自治法第 199 条第 4 項に基づき定期監査を行ったので、その結果報告書を同条第 9 項の規定により公表します。

平成 31 年 2 月 5 日

塩竈市監査委員 高橋 洋一

塩竈市監査委員 菊地 進

定期監査結果報告書

1. 監査の対象 市民総務部
2. 監査実施場所 監査事務局内
3. 監査実施期間 平成 30 年 12 月 6 日(木)～平成 30 年 12 月 18 日(火)
4. 監査の方法

事前に定期監査対象課から必要な資料の提出を求め審査を行った。監査当日は、歳入歳出の基礎となる帳簿、書類、証書など事務事業の執行に関する書類等の提出を求め、必要に応じて関係職員からの説明を聴取した。

また、予算の執行、物品、財産の管理、契約・検収状況等事務事業の執行状況について、適法性、効率性、適正性などの観点から監査を実施した。

5. 監査の結果

歳入歳出の状況は、それぞれ別表に示したとおりである。財務に関する事務の執行、並びに事務事業の執行状況は、概ね適正に執行されていると認められた。